精華町農業委員会会議録

１、開会の日時　　令和３年７月８日午後１時３０分

２、開会の場所　　役場庁舎６階審議会室

３、出席した農業委員は次のとおりです。

１番　井澤　茂治	４番　森本　　豊
５番　藤村　絹子	７番　草嶋　邦子
８番　山本　千惠子	９番　井上　和也
１０番　田中　安弘	１１番　森島　隆詞
１５番　山本　　功	１６番　杉嶋　秀美
１７番　新司　吉行	１８番　岩井　三郎
１９番　太田　廣之	

４、欠席した委員は次のとおりです。

３番　松尾　清敏

５、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

２番　野秋　博史	６番　中川　茂成
１４番　田中　吉照	

６、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

１２番　米澤　貞幸	１３番　中村　　正

事務局　　岡本　匡志
植山　さゆみ

７、議案

議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について
議案第３号　　非農地証明交付申請の承認について
議案第４号　　令和３年度農用地利用集積計画（第３次）の決定について
報告第１号　　農地法第１８条第６項の規定による通知について

８、署名委員

１番　井澤　茂治	４番　森本　　豊

９、閉会の日時　　令和３年７月８日午後３時００分

審議の経過

議　長　　それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和３年第７回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は１４名中１３名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第２７条３項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は５名中３名の方に出席いただいております。

委員の皆様方におかれましては、暑さが厳しい中、田植え後の管理等でお忙しい日々を送っておられるところかと存じますが、農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

緊急事態宣言が解除され、京都府におきましては、新型コロナウイルス感染拡大を抑制するために６月２１日から７月１１日までの間、「京都府まん延防止等重点措置等」が発令されました。

緊急事態宣言中は、当委員会といたしましても、推進委員には出席を控えていただいておりましたが、現状を踏まえ、感染予防対策をより強化する中で、今回の総会におきましては、推進委員にも出席していただき、開催することといたしましたので、何卒よろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、１番井澤茂治委員、４番森本豊委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議　長　　議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、を議題とします。

まず１番ですが、農業委員会等に関する法律第３１条（議事参与の制限）により、井上委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

それでは事務局、１番の議案の提案及び説明を願います。

事務局　　それでは議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、でございます。

１ページをお開きください。１番でございます。

【　提案説明　】

場所については２ページの地図のとおりです。記載のとおりの４筆です。

１番については、譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議　長　　１番については、地区担当委員の森島委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森　島　　１１番、森島です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、６月２２日、井上委員、岡本局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は現在一部樹木や草が生えていますが、早々に樹木の伐採及び除草を行うとのことであります。

今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いします。

以上です。

議　長　　ありがとうございました。

それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。何かご質問、ご異議等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、１番の許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第１号、１番については、議案どおり許可することに決定いたします。

井上委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議　長　　井上委員にお伝えします。議案第１号、１番については、議案どおり許可することに決定いたしました。

議　長　　それでは事務局、２番の議案の提案及び説明を願います。

事務局　　１ページに戻っていただき、２番でございます。

【　提案説明　】

場所については３ページの地図のとおりです。場所は、自衛隊の南門付近になります。

２番の譲受人については、既に当該申請地周辺の農地を取得され、現在果樹栽培に向けて準備をされているところであり、今回の申請は、その隣接地を購入し、農地の拡大をされるものであります。

また、周辺農地も適正に管理されており、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

議　長　　２番については、地区担当委員の藤村委員が現地確認を行っておられますので、補足

説明をお願いします。

藤　村　　５番、藤村です。

ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、６月２２日、田中委員、岡本局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されておりました。

譲受人は、今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いします。

議　長　　ありがとうございました。

それでは、本件の議案について、審議をお願いいたします。何かご質問、ご異議等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

議　長　　それでは、２番の許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第１号、２番については、議案どおり許可することに決定いたします。

議　長　　議案第２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。

事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局　　４ページをお開きください。それでは議案第２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、でございます。１番でございます。

【　提案説明　】

場所については５ページをご覧ください。

補足説明をさせていただきます。本件につきましては、平成２２年にこの土地１，０３４㎡の内、４２５㎡分を露天駐車場として、農地法第４条第１項の規定による許可申請があり、同年京都府の許可を受け、露天駐車場として使用していたものであります。

その後、駐車台数の増加に伴い、手狭になったことから、今回の申請分の６０９㎡を露天駐車場として拡張し、現況は一体化した露天駐車場となっております。

そこで、京都府とも調整を図り、事後申請にはなりますが、本人も業者に任せていたところもあり、十分反省されております。今般、農地法第４条第１項の規定による許可申請に併せて顛末書の提出もあったもので、そういう経過があります。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街

化の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域で住宅施設が連たんしている区域で、第３種農地と判断されます。

また、一般基準につきましても転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがいまして、農地法第４条第６項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

議　長　　この件については、地区担当委員の田中委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田　中　　１０番、田中です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、６月２２日に　藤村委員、岡本局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は事務局からの説明どおり、既に許可されている駐車場の続きとして一体的に使用されておりますが、排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いします。

議　長　　ありがとうございました。

それでは、議案について、審議をお願いいたします。この件について、何かご質問、ご異議等ございませんか。

議　長　　岩井副会長、どうぞ。

岩　井　　この件につきましては、当初に転用申請が出てきたときに、既に全体を使用されていたという節があります。今顛末書も出ていますので、今後こういうことがほかの地域でもないよう、目を光らせていかなければいけないなと、私は思っております。

以上です。

議　長　　ほかに何かございませんか。よろしいですか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議　長　　それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。

賛成の方、多数ということで、議案第２号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議　長　　次に、議案第３号、非農地証明交付申請の承認について、を議題とします。
事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局　　６ページをお開きください。それでは議案第３号、非農地証明交付申請の承認について、でございます。１番でございます。
【　提案説明　】
場所については７ページをご覧いただけますでしょうか。
大変わかりにくい図面で恐縮なのですが、現況も地図のとおり細長い土地です。
ここの経過について説明をさせていただきます。
当該申請地は、奥に住宅があり、住宅を昭和４２年に建築された当時から道に面していないので、町道から自宅に向けての専用通路の一部として使用されており、今回の申請地はその専用通路の一部です。その後所有者が平成１７年に隣接の土地の分筆をされた際に、双方で売買成立済であったのですが、その際に所有権移転登記、地目変更及び農地法第５条申請もされていなかったと。されないまま現在に至っているもので、その後、令和２年に奥の住宅を取り壊され、それを受けて、今般、所有者が地目変更等の手続をするために、当該申請が提出されたものであります。
したがいまして、前述のとおり昭和４２年の建築当時から、５０年以上前から、通路の一部として使用していたことに加え、現況も通路の一部であることから、非農地であると認めるのが相当であると考えます。
以上です。

議　長　　当該地については、私と地区担当委員の藤村委員、田中委員、岡本局長で現地確認を行っておりますので、藤村委員から補足説明をお願いします。

藤　村　　５番、藤村です。
ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、６月９日、太田会長、田中委員と岡本局長と申請のありました現地を確認しました。
現地は調整区域の農用外であります。
５０年以上前から住宅への専用通路の一部として使用され、現在も同様であります。
農地への復旧も困難であり、やむを得ないものと考えております。
地元担当委員としては非農地として認定して問題ないものと考えます。
よろしくご審議くださいますようお願いします。

議　長　　ありがとうございました。
それでは議案について、審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議　長　　それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第３号については、議案どおり承認することに決定いたします。

議　長　　議案第４号、令和３年度農用地利用集積計画（第３次）の決定について、を議題とします。

事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局　　８ページをお開きください。それでは議案第４号、令和３年度農用地利用集積計画（第３次）の決定について、でございます。精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、決定を求める。

９ページをお開きください。１番でございます。

【　提案説明　】

場所については１２ページの地図のとおりです。

９ページに戻っていただき、２番でございます。

【　提案説明　】

場所については１４ページの地図のとおりです。

９ページに戻っていただき、３番でございます。

【　提案説明　】

場所については１６ページの地図のとおりです。

１０ページをお開きください。４番でございます。

【　提案説明　】

場所については１８ページの地図のとおりです。

１０ページに戻っていただき、５番、６番一括でさせていただきます。

【　提案説明　】

場所については２０ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます。

以上です。

議　長　　それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

議　長　　それでは、議案第４号の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第４号についての計画は議案どおり決定いたします。

議　長　　報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知について、を報告します。
事務局より報告願います。

事務局　　２１ページをお開きください。それでは報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知について、でございます。１番でございます。
【　内容報告　】
場所については２２ページをご覧ください。

議　長　　本件について何か質問等ございませんか。

議　長　　なければ報告第１号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

＜　その他　＞

議　長　　それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
８月５日木曜日１３時３０分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。
それでは、次回の総会を８月５日木曜日１３時３０分からと決定いたします。
後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。
これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。
これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後３時００分